

1 件 名 三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

本市が管理する漁港施設及び公共空地等並びに海岸保全区域における占用料等の額等については、神奈川県漁港管理条例及び神奈川県海岸占用料等徴収条例（以下「県条例」という。）に準拠し額の設定を行っているが、これまで三浦市漁港管理条例等に規定する占用料等の改定を見送ってきたため県条例との乖離が大きくなっている。

このため、近傍類地との均衡を図るとともに適正な額の徴収を行うため、一部の占用料の額及び項目について見直しを行うものである。

3 改正の内容

（１） 三浦市漁港管理条例の一部改正

ア 占用料の額の改定

占用料について、県条例に準拠し額の設定を行っているところであるが、以下の項目については当該条例に規定する占用料の額との乖離が大きくなっているため、現行の県の占用料と同額へと額を改めるもの。

なお、占用者の負担を軽減するため、施行の日から３年度間は占用料の改正額を２分の１とする激変緩和措置を設けることとする。

（ア） 通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの

（イ） 倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の（ウ）～（カ）に掲げるものを除く。）

（ウ） 住宅、事務所及び工場

（エ） 海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー

（オ） 係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱

（カ） 鉄塔

イ 占用料の項目の削除

マンホールの占用料について、長期にわたって占用の実績がなく、近傍類地においても同様の規定がなく徴収を行っていないため、当該項目を削除するもの。

（２） 三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の一部改正

占用料の額の見直しについて、漁港管理条例と同様の改正を行うもの

4 施行期日

令和７年７月１日から施行する。

5 経過措置

改正前の各条例により算定された占用料のうち、占用料の改正の日前に賦課され、かつ、同日の前日までの間でその徴収が完了していないものの額等に係る経過措置を設ける。